

しんきんファームバンキングサービス利用規定 (ANSER 通知・照会サービス)

飯田信用金庫

1. 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
2. しんきんファームバンキングサービス (ANSER 通知・照会サービス) の取扱いについて、貴金庫で受信した暗証番号および加入者番号が、届出の暗証番号および加入者番号と一致した場合には送信した者を加入者とみなし連絡・応答してさしつかえありません。
なお、「振込通知に暗証番号を使用しない」と指定をおこなった場合は、暗証番号を確認することなく連絡・応答してさしつかえありません。
3. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、すでに連絡または応答を受けた内容について変更または取消されてもさしつかえありません。
4. 通信混雑などによる電話の不通および機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により連絡・応答が遅延したり不能となることがあっても異議を申し立てません。
5. 本サービスの利用手数料は、翌月 7 日 (休日の場合は翌営業日) に当金庫の「手数料一覧」に示す所定の金額を、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しなし、または普通預金通帳ならびに普通預金払戻請求書なしで引落指定口座から引き落してください。
6. 届出事項に変更が生じた場合には、貴金庫所定の書面により届出いたします。
7. このサービスは貴金庫が必要と認めた場合には、いつでも解約されてさしつかえありません。
8. この取扱いについては、仮に紛議が生じても貴金庫の責によるものを除き、貴金庫は一切のご迷惑、ご損害などをおかけいたしません。
9. 当金庫による規定の変更
 - (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和 2 年 4 月)